

民法特化道場

✓ 実施形態・実施校

通学: 新宿エルタワー本校

✓ 対象者

- ・民法が苦手な方
- ・直前期に民法の総復習をしたい方

✓ 担当講師

本間 貴大
LEC専任講師

✓ 科目

民法

✓ 回数

全5回

✓ 使用教材

講師オリジナル問題集

✓ 1回あたりの講義時間

2時間30分

✓ タイムスケジュール

講義 70分

休憩 10分

講義 70分

✓ 受講期限

24/11/17 (日)

※使用レジュメのお受け取り可能期間です。通学のための講義のため実施日を過ぎた講義はご受講いただけません。

✓ お申込みはこちら



○ 講座内容

「民法」を得点源にできるよう民法特化の道場を実施します! 本道場では、本間講師作成のオリジナル問題集を解いていただき、徹底解説するという実戦形式で行います! 民法の頻出論点を網羅的に復習できるため、直前期にピッタリの講座です!

レジュメのPOINT

POINT ① 正確な知識の再確認!

「過去問題集を複数回解くことで、答えを覚えてしまった」という方! 同じ知識を違う角度から問われても正解できますでしょうか!? 頻出かつ受験生が苦手とする分野に絞った問題集を解くことで正確な知識を再確認しましょう!

POINT ② 実戦形式で!

「時間が足りなくて全問解答できなかった」、「時間があれば間違えなかった」、このような声をよく聞きます。限られた時間の中で、瞬時に解答できることも合格に必要な力です。本道場では、時間の制限を設定し、実戦形式で解答していただくことで、瞬時に解答する力も身に付けていただけます!

※本講座には記述対策は含まれません

【問題】	【解答】
<p>①Aは、Bに対して金銭債権（以下、「甲債権」という。）を負っていたが、甲債権をCが引き受ける場合、本件債権引受については、BとCとの契約によって免責的債権引受とすることができる。この場合においては、BがAに対しての契約をした旨を通知した時に、その効力が生ずる。</p> <p>②Aは、Bに対して金銭債権（以下、「甲債権」という。）を負っていたが、甲債権をCが引き受ける場合、本件債権引受については、それが免責的債権引受である場合には、Cは、Aに対して当然に承認を取得する。</p> <p>③債権者（債権者）債権引受は、債権者（原債権者）の意思に反しても、債権者と引受人のみの契約でなすことができる。</p> <p>④地主の地位や賃主の地位の譲渡は、当該売買契約の相手方の承認がないときは、その相手方に対して効力を生じない。</p> <p>⑤債権者が元本のほか利息および費用を支払うべき場合において、弁済として給付した金銭の額がその債権の全部を消滅させるのに足りないときは、債権者による充当の指定がない限り、これを順次に費用、利息および元本に充当しなければならない。</p> <p>⑥同一の債権者に対して複数の金銭債権を負担する債権者が、弁済として給付した金銭の額が全ての債権を消滅させるのに足りない場合であって、債権者が充当の指定をしないときは、債権者が弁済を受領する時に充当の指定をすることができるが、債権者がその充当に対して既に異議を述べたときは、この限りでない。</p> <p>⑦金銭債権を負担した債権者が、債権者の承認を得て金銭の支払に代えて不動産を給付する場合において、代物弁済が成立する場合には、債権者に所有権を移転させる旨の意思表示をするだけでは足りず、所有権移転登記がなければならぬ。</p> <p>⑧債権者があらかじめ弁済の受領を拒んでいる場合、債権者は、口頭の提供をすれば債権不履行責任を免れるが、債権者において契約そのものの存在を否定する等弁済を受領しない意思が明確と認められるときは、口頭の提供をしなくても責任を負う。</p>	<p>【解答】</p> <p>①○ (四 99.3) 免責的債権引受は、債権者（B）と引受人となる者（C）との契約によってすることができる（472条2項前段）。この場合において、免責的債権引受は、債権者（B）が債権者（A）に対してその契約をした旨を通知した時に、その効力を生ずる（472条2項後段）。免責的債権引受では、引受人が承認し、新債権者だけが責任を負うので、新債権者の信用（支払能力）により債権者は大きな影響を受ける。したがって、債権者の承認なくして免責的債権引受は認められない。通知の場合には、元の債権者の意思に反する否かは要件とされていない。債権者と引受人の二者間で債権引受をした上で、債権者が引受人に対して免除の意思表示をする場合には引受人の意思は問われず、引受人の意思に反するかどうかという要件は無意味であるから。</p> <p>②○ (四 99.3) 免責的債権引受の引受人（C）は、債権者（A）に対して承認を取得しない（472条の3）。なお、債権者（A）が承認に反する旨の意思表示をすることは認められない。免責的債権引受の場合には、引受人は債権履行に関する負担を債権者に自ら引き受ける意思を有していると考えられるから、「自己の債権」を履行しただけであるから承認することはできない。</p> <p>③○ (四 100.4) 債権引受は、債権者と引受人となる者との契約によってすることができる（479条2項）。この場合、債権者（原債権者）の意思に反しても行うことができる（大判大正3.25）。</p> <p>④○ (四 100.4) 保証契約が債権者と保証人の二者間契約で成立し、主債務者の意思に反するかどうかは問われずとされていることと対比して債権引受も引受人の意思を問うことなく二者間契約で行うことが可能とされている。</p> <p>⑤○ (四 100.4) 契約の当事者の一方が第三者との間で契約上の地位を譲渡する旨の合意をした場合において、その契約の相手方のその譲渡を承認したときは、契約上の地位は、その第三者に移転する（539条の2）。</p> <p>⑥○ (四 100.4) 契約上の地位の移転は、契約の相手方が弁済拒絶について、債権者が引受人から譲受人に変更されるので、重大な影響を受ける当該契約の相手方の承認が要件となる。</p>

○ スケジュール

回数	日程	時間	実施校
1	24/9/3 (火)	19:00~21:30	新宿エルタワー本校
2	24/9/9 (月)		
3	24/9/11 (水)		
4	24/9/18 (水)		
5	24/9/25 (水)		

※教材は講義当日に教室で配布します。ご自宅への配送はございません。

○ 受講料 (税込)

受講形態	一般価格	大学生協 ・書籍部価格	代理店・ 書店価格	講座コード
通学	24,750円	23,512円	24,255円	GA24673

※本講座に欠席Webフォローはございません。